

## 藤沢市石名坂環境事業所維持管理計画

この維持管理計画は石名坂環境事業所においてごみの適正処理を行うため、一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準に基づき、維持管理を行うものです。

関連法規：廃棄物処理法施行規則第4条の5

維持管理の技術上の基準項目		維持管理の技術上の基準への対応	
1	-	ごみの投入量をごみクレーンで計量し、中央監視装置にてごみ処理能力を超過しないよう運転設定を適時確認する。	
2	イ	投入ごみの均一化	ごみクレーンにより、ごみピットに貯留されたごみを十分混合・攪拌し、ごみの均一化を図り焼却炉へ投入する。
	ロ	ごみの投入	焼却炉へのごみの投入は、外気と遮断した状態となるようにごみホッパーレベルが一定以上になっていることを確認し、ごみ定量供給機にて適正投入する。
	ハ	燃焼ガス温度	焼却炉へのごみ投入量、燃焼空気量等を自動制御することにより、燃焼ガス温度が常時850℃以上となるよう焼却する。
	ニ	熱しゃく減量	焼却残渣の熱しゃく減量が0.5%以下となるよう焼却する。
	ホ	炉運転開始時の助燃	バーナにより燃焼室の温度を900℃まで昇温する。燃焼室の温度が原則800℃以上になってからごみの投入を開始する。
	ヘ	炉運転停止時の助燃	運転停止前にはバーナを使用し、燃焼室の温度が800℃以上を維持した状態で立ち下げる。ごみ供給終了後も30分程度バーナを使用し未燃分を完全燃焼し尽くす。
	ト	燃焼ガス温度の測定	燃焼室の燃焼ガス温度を測定し連続記録計及び中央監視装置に記録する。
	チ	集じん器入口燃焼ガス温度	燃焼ガス温度を集じん器前段にある排ガス冷却器（空冷式）により200℃以下に冷却する。
	リ	集じん器入口燃焼ガス温度の測定	集じん器入口の燃焼ガス温度を測定し連続記録計及び中央監視装置に記録する。
	ヌ	ばいじん除去	塵熱ボイラ及び集じん器底部にたい積するばいじんをコンベアにより機器外部へ排出する。
	ル	CO濃度	自動燃焼制御により燃焼状態に適した空気を炉内に供給し、煙突から排出される排ガス中のCO濃度が100ppm以下(1時間平均)となるよう焼却する。
	ヲ	CO濃度の測定	排ガス中のCO、O <sub>2</sub> 濃度を連続分析計で測定し、連続記録計及び中央監視装置に記録する。
	ワ	ダイオキシン類濃度	燃焼室の高温化、炉床緩慢燃焼、自動燃焼制御等により最適な燃焼になるようにし、排ガス中のダイオキシン類濃度が1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下となるよう焼却する。
カ	ダイオキシン類濃度及びばい煙濃度の測定	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度測定を年1回、ばい煙濃度等を年2回以上、焼却炉ごとに測定し記録する。	
ヨ	大気汚染の防止	煙突から排出される排ガス成分の連続測定により得られた測定値を監視し下記の値を超えないように維持管理を行い、生活環境保全上の支障が生じないようにする。 ばいじん量：0.01g/Nm <sup>3</sup> 硫黄酸化物：35ppm 塩化水素：50ppm 窒素酸化物：100ppm (ばいじん、窒素酸化物、塩化水素は酸素濃度12%換算値)	

維持管理の技術上の基準項目		維持管理の技術上の基準への対応
2	ネ ばいじんのセメント固化処理	除去され貯留したばいじんはセメント・水・薬剤を均一になるように混合してから粒状に固化し、飛散しない性状とする。
	フ 防火対策	消火栓・消火器等の消防設備を設置し、設備の点検及び防火訓練等を実施して防災体制を取る。
10	- ごみの飛散、悪臭対策	ごみピットのごみ投入扉は搬入車両を感知して自動開閉するとともに、ごみピット内空気を焼却炉燃焼用空気として吸引して工場棟内を負圧に保つことにより、ごみの飛散及び臭気の漏洩がないようにする。
11	- 蚊、はえの発生防止	場内及び機器を定期的に清掃し、清潔を保持する。
12	- 騒音、振動対策	異常な騒音、振動を発生させないように日常、定期点検により設備の維持管理を図る。
13	- 排水の水質基準	工場棟内で発生する工場系統排水は排水処理設備で公共下水道への排水基準以下に処理する。処理水は焼却炉冷却水等に循環利用し、余剰分は公共下水道に放流する。
14	- 機能検査 ばい煙検査、水質検査	施設の機能を維持するために設備を保全する他、機能検査を1年に1回、精密機能検査を3年に1回行う。ばい煙について2ヶ月に1回、放流水質について1ヶ月に1回の分析を行う。
16	- 記録の保存	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。